

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [ 事後評価 ]

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	04	01	02	0403	母子保健事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------------------------------	-----------------

《事業目的》  
母子の健康保持

《事業開始の背景》  
・昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。  
・平成21年3月議会にて県不妊助成金の上乗せ助成についての質問。平成22年9月補正予算議決後、事業開始。

《事業概要》  
・妊娠期：健康診査1人14回、家庭訪問、パパママ教室7回、周産期医療情報ネットワークシステム改修  
・乳幼児期：未熟児養育医療給付事業、健康診査、家庭訪問、育児学級、小児相談、離乳食教室等  
・学童期：赤ちゃんとのふれあい体験教室7回  
・特定不妊治療の申請があった場合、資格を判定し助成金を交付する。  
・中部保健所に特定不妊治療助成のチラシを配備し、岩手県の助成金決定者に周知をはかる。

市民参画の有無 [ 対象外 ]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 3歳児健診における受診の割合	%	目標	97.5	98.5	100.0
		実績	98.4	99.3	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康こども部	健康づくり課	植田 恵美子	390

事業費	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
国県支出金	86,044				
地方債	2,699				
その他	491				
一般財源	82,854				

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

- 母子保健事業 H25 79,410千円 (H24年度 81,440千円)  
業務委託料 65,867千円 委託先 花巻市医師会、岩手県医師会、健診委託医療機関等  
集団健診事業費 13,438千円  
ふれあい体験教室 105千円

妊娠

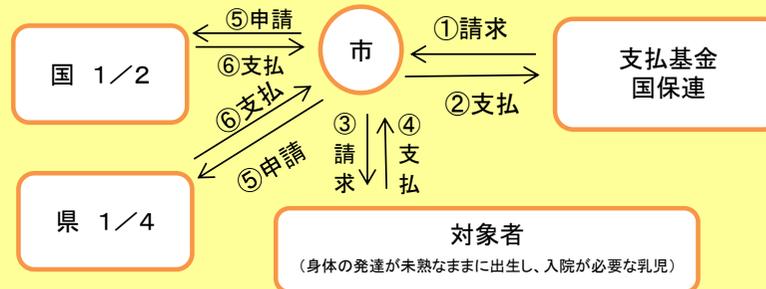
母子健康手帳交付:各保健センター  
妊婦一般健康診査(14回):医療機関  
妊婦子宮頸がん検診:医療機関  
妊婦歯科健診(1回):医療機関  
パパママ教室:花巻保健センター

乳幼児

個別健診(医療機関)  
1か月児、4か月児、10か月児  
集団健診  
1歳6か月児、3歳児、2歳児親子歯科  
育児学級  
集団にて子育て相談  
ふれあい体験教室  
7か月児集団健診

- 養育医療 【新規】 H25 3,180千円

未熟児養育とは、身体の発達が未熟なまま出産し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関でその養育に必要な医療給付を行うもの(母子保健法第20条)  
なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担はなく、市がいったん全額支弁する。その後所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。



母子保健事業 (とりまとめ総括表)

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [ 事後評価 ]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	0403	母子保健事業

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

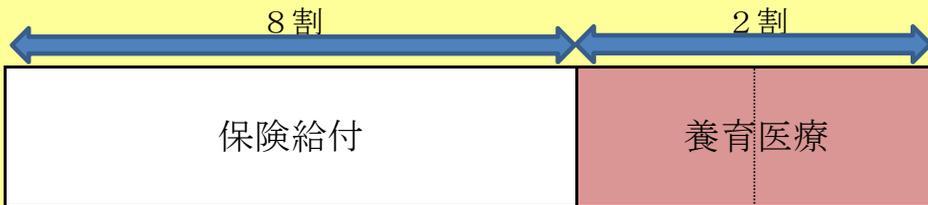
■養育医療の対象者（母子保健法第6条第6項）

具体的な要件（厚生省児童家庭局長通知昭和62年7月児発668号）

- (ア) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (イ) 生活能力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状のもの

1 一般状態	(1) 運動不安、けいれんがあるもの (2) 運動が異常に少ないもの
2 体温	摂氏34度以下のもの
3 呼吸器循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続するもの (2) チアノーゼ発作を繰り返すもの (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向にあるもの (4) 呼吸数が毎分30以下のもの (5) 出血傾向が強いもの
4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がないもの (2) 生後48時間以上おう吐が続くもの (3) 血性吐物、血性便のあるもの
5 黄だん	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 以上に強い黄疸のあるもの

■養育医療給付の範囲



※給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付する

公費負担割合  
国 1/2  
県 1/4  
市 1/4

■徴収金の算出基準

- ・徴収金の算出にかかる対象者は生計を同一する未熟児の扶養義務者
- ・算出の対象となる所得税は前年分、市町村民税は当該年度分  
(1～6月診療分については所得税は前々年分、市町村民税は前年度分が対象)

世帯の階層区分		徴収金月額 (円)
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,600
C 1	A階層及びD階層を除く市均等割額のみ賦課	5,400
C 2	町村民税課税世帯 所得割額賦課	7,900
D-1	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,000円まで	10,800
～		～
D-1 3		229,400
D-1 4	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,001円以上	全額

■医療給付費 3,178千円

■審査支払手数料 2千円

●特定不妊治療支援事業 3,454千円 (H24年度 3,510千円)  
内訳：補助金 3,451千円、役務費3千円

- ・助成金交付のながれ
- 1 岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定
- 2 花巻市に助成金の交付申請
- 3 交付決定

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [ 事後評価 ]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	0403	母子保健事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク	施策	みんなで進める健康づくり
	3	拡充で安心のまちづくり	3-1	
目的	母子の健康保持			
対象	妊産婦及びその夫、各対象月齢の乳幼児、小学生、中学生、高校生 特定不妊治療を受ける夫婦で、岩手県の助成の決定を受けているもの			
意図	健康診査により疾病の早期発見・早期治療ができ、各種相談、教室で出産・育児の不安の軽減、学童等が命や健康の大切さを知る。特定不妊治療を受ける方の経済的負担が軽減され、助成があることにより治療が受けられる。			

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

・妊娠期：健康診査1人14回、家庭訪問、パパママ教室7回、周産期医療情報ネットワークシステム改修  
 ・乳幼児期：未熟児養育医療給付事業、健康診査、家庭訪問、育児学級、小児相談、離乳食教室等  
 ・学童期：赤ちゃんとのふれあい体験教室7回  
 ・特定不妊治療の申請があった場合、資格を判定し助成金を交付する。  
 ・中部保健所に特定不妊治療助成のチラシを配備し、岩手県の助成金決定者に周知をはかる。

市民参画の有無 [ 対象外 ]

市民協働の形態  共催  実行委員会・協議会  事業協力・協定  
 後援・協賛  補助・助成  委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 妊婦一般健康診査受診回数	回	計画	7,600	7,600	7,600
		実績	7,329	7,942	
② 相談指導件数	人	計画	2,000	3,200	3,300
		実績	2,736	2,908	
③ 特定不妊治療助成金交付件数	人	計画	30	35	35
		実績	26	38	
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	25年度(計画)
① 3歳児健診における受診の割合	%	目標	97.5	98.5	100.0
		実績	98.4	99.3	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度  目標値より高い  概ね目標値どおり  目標値より低い

・定例小児相談や個別小児相談の回数が増えた。  
 ・相談指導については、様々な機会を捉えて行っている。  
 ・特定不妊治療助成金の対象者は、中部保健と連携しチラシを配置するなどしており、漏れのないようにしている。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

・妊婦健診の無料化について要望が出されている。

目的妥当性	<p>公共関与の妥当性</p> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	<p>・母子保健法に基づき実施している事業のため妥当である。                  ・不妊の新たな治療法の確立等により特定不妊治療による出産の可能性が高まっているが、経済的理由により治療を諦めざるを得ない場合も多い。少子化対策の一環として、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ることは妥当である。</p>
有効性	<p>成果の向上余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	<p>・健康な赤ちゃんを出産し安心して子育てできる環境づくりのため、各種健診や相談支援を強化する必要がある（向上余地あり）。                  ・対象者の把握は、中部保健所と連携しチラシを配備するなどしており、漏れの無いようにしている（向上余地なし）。</p>
効率性	<p>事業費・人件費の削減余地</p> <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	<p>・妊娠して母子健康手帳交付時から様々な機会を捉えて継続的に専門職により指導、支援が必要なことから人件費の削減はできない。                  ・特定不妊治療助成事業の大部分は治療費に対する対象者の状況に応じた予算措置が必要である。                  ・県助成金の対象となった者への上乗せ助成であるため、最低限の事務量となっております。また、プライベートな事柄であり外部委託にまじまない。</p>
公平性	<p>受益と負担の適正化余地</p> <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	<p>・母子保健法に基づき各種事業を実施している。対象者全員に周知しており受益機会は公平であり、すべて無料である。                  ・特定不妊治療助成金が交付された者を対象としているものであり、受給資格や給付額については県要綱に準じて市の要綱を定めている。</p>

《総合評価》…上記評価結果の総括

・各種教室や様々な指導援助を捉えて育児不安の解消に努めたり、各種健診を負担なしで受けさせることにより安心して子どもを産み育てる環境づくりを実施しているところである。今後も継続的に事業を進めることにより安心して健康な子どもを産み育てる環境づくりをしていく。  
 ・不妊に悩む方の特定治療に対する経済負担を軽減することで、安心して健康な子どもを生み育てる施策として有効であるため、今後も円滑かつ確実に助成を実施していく。